

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金曜日発行  
(当日が休日に  
当たると翌日)

## 目 次

- ◇ 告 示 県営土地改良事業計画の決定(二件) (農村整備課)
- 保安林の指定の解除 (森林保全課)
- 保安林の指定の解除予定(一) ( )
- 開発行為に関する工事の完了 (都市計画課)

## 告 示

### 鳥取県告示第六百五十七号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十七条第一項の規定に基づき、県営土地改良事業(県営畑地帯総合土地改良事業中山地区農業用排水、農道整備、区画整理及び暗きょ排水)に係る土地改良事業計画を定めたので、同条第五項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

平成六年九月二十六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書の写し

二 縦覧に供する期間

平成六年九月二十七日から二十一日間

三 縦覧に供する場所

中山町役場

四 異議の申立て

利害関係人は、この告示に係る土地改良事業計画について、異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し立てること。

### 鳥取県告示第六百五十八号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十七条第一項の規定に基づき、県営土地改良事業(県営農林漁業用揮発油税財源替農道整備事業逢坂地区農道整備)に係る土地改良事業計画を定めたので、同条第五項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

平成六年九月二十六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書の写し

二 縦覧に供する期間

平成六年九月二十七日から二十一日間

三 縦覧に供する場所

中山町役場

四 異議の申立て

利害関係人は、この告示に係る土地改良事業計画について、異議があるときは、縦

覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し立てること。

**鳥取県告示第六百五十九号**

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成六年九月二十六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 解除に係る保安林の所在場所

岩美郡福部村大字湯山字高浜二二六四の八三〇、二二六四の八三一

二 保安林として指定された目的

飛砂の防備

三 解除の理由

国立公園事業用地とするため

**鳥取県告示第六百六十号**

次のように保安林の指定を解除する予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

平成六年九月二十六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 解除予定に係る保安林の所在場所

岩美郡国府町大字岡益字笑道六四八の二（次の図に示す部分に限る。）六四八の三から六四八の五まで、六四八の七

二 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

三 解除の理由

農道用地とするため

〔次の図〕は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部森林保全課及び国府町役場に備え置いて縦覧に供する。）

**鳥取県告示第六百六十一号**

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により告示する。

平成六年九月二十六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 開発許可の年月日及び番号

平成六年五月二十五日 鳥取県指令受鳥土維第六十五号

二 開発区域に含まれる地域の名称

鳥取市吉成字下ノ出口及び大覚寺字澤

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

鳥取市片原一丁目一一五

株式会社海南開発

代表取締役 森岡大之郎